

RC-LS, CheckEye DX - 質疑応答 #4719

チェックアイDX：生活習慣病管理料2と初診料（同一日複数科受診時の2科目）の併算定（同一月内）エラー |

2024/06/14 11:21 - 小門 亜優美

:	終了	:	2024/06/14
:	急いで	:	
:	小門 亜優美	:	100%
:		:	0.00
顧客ID:	nc10105700	システム:	CheckEye DX, RC-LS クラウド
医療機関名:	大石医院	カルテ番号:	
完了通知日:		診療年月:	
医療機関コード:	0105700	業務区分:	

ニチイ学館より下記問合せです

医療機関ID：nc10105700 6月診療分 患者ID0000002987

ルールID：SS1320M001

生活習慣病管理料2と初診料（同一日複数科受診時の2科目）の併算定はいかがでしょうか。（同一月内）で不合格になっております。

SSルールは個別で確認とありますが、同一日に「再診料」があり、再診料に対して「生活習慣病管理料2」を算定しています。この判断がシステムではできないのでしょうか。

目視点検が増えては、システムチェックの意味を問われてしまいます。ご確認、ご検討下さい。

#2 - 2024/06/14 14:16 - 姜 俊豪

- () 新規 フィールドバック ()

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

内容のご検討をお願いします。

#3 - 2024/06/17 10:51 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪 ()

生活習慣病管理料2の算定は、A000初診料を算定した日の属する月においては、本管理料は算定できない。

とあり、支払基金のマスタにも併算定不可となっています。

診療報酬改定直後は、よく解釈があやふやになっていることが多く、疑義解釈として、後日案内されることがあります。

今回の場合、

初診料（同一日複数科受診時の2科目）の算定は、

初診料+初診料（同一日複数科受診時の2科目）と

再診料+初診料（同一日複数科受診時の2科目）があります。

生活習慣病管理料2の算定は、 の場合は不可。 では、算定可能であると思われます。

従いまして、生活習慣病管理料2を行った場合、初診料（同一日複数科受診時の2科目）のチェックは不要としては、いかがでしょうか？

もしくは、オフィシャルな見解が出るまでは、個別医療機関において、上記チェックをはずしては、いかがでしょうか？

#4 - 2024/06/17 11:00 - 姜 俊豪

- () 姜 俊豪 磯崎 康浩 ()

ご意見ありがとうございます。

電子点数表のテーブルを確認したら生活習慣病管理料1も初診料（同一日複数科受診時の2科目）と併算定不可となっています。

生活習慣病管理料1も 生活習慣病管理料2のように同じ条件だと思って点検から外すことにしましょうか？

ご確認ください。

生活習慣病管理料1 初診料（同一日複数科受診時の2科目） が

生活習慣病管理料1 生活習慣病管理料2 ?

#5 - 2024/06/17 11:02 - 磯崎 康浩

- () 磯崎 康浩 姜 俊豪()

そうですね。

生活習慣病管理料1も 生活習慣病管理料2と同様をお願いします。

#6 - 2024/06/17 11:24 - 姜 俊豪

- () フィードバック 解決()

- () 姜 俊豪 小門 亜優美()

- () 0 100()

併算定検において「初診料(同一日複数科受診時の2科目)」と「生活習慣病管理料」を除き、テスト完了後、2024-06-17 11:16:40にサ|パ|を再起動して対応を完了しました。

「初診料(同一日複数科受診時の2科目)」 「生活習慣病管理料」 , , 2024-06-17 11:16:40

#7 - 2024/08/08 09:09 - 小門 亜優美

- () 解決 終了()